

## 十九世紀中点における二つの争議（Ⅲ）

——イギリス労使関係史の研究——

菊 池 光 造

### はじめに

- I ASE の成立と大ロックアウト1851—2.
- II プレストン綿業のストライキ1853—4.
  - 小括 ……以上第4巻3・4合併号
  - 承前
- III 産業内労使関係の構造的性格
  - ……以上第5巻2号
- IV 労使関係総体の展開と産業内労使関係
- V 総括——十九世紀中葉における労使関係の構造——
  - ……以上本号

### IV 労使関係総体の展開と産業内労使関係

前項で検討してきた二つの争議の産業的背景、各争議の個別的展開過程の差異にもかかわらず、二つの争議を比較検討するわれわれは、両争議の性格を規定する共通の問題にも着目せざるを得ない。結論から先にいえば、そのひとつは、両争議がともにゆきついた団結権斗争、労働組合の交渉権承認斗争としての性格であり、いまひとつは、両争議の社会的反響、そして雇用主団体および全国の労働者・民衆の態度に反映された「時代の空気」というべきものである。まず第一の点からみていこう。

(1)

二つの争議は、直接的争点となった要求の差異、争議に関与した労働者群の性格の差異にもかかわらず、争議が進行するにしたがって、ともに、団結権争議としての性格へ絞りあげられていったといえる。機械工業の争議につ

いてみれば、ASE の側は、すでに前段争議としてのオルダムの紛争にあたって、ASE 執行委員会として公式に関与したのではないが、執行委員の一人 W・アランの活躍によって、ASE の交渉権を事実上みとめさせていた。ASE は、機械問題をめぐる『ゆきすぎた要求』についてオルダム機械工を抑え、内部統制力を發揮して、組織の指導力をみせつつ、二大要求に絞って ASE の公式要求を雇用主に呑ませようとした。そのこと自体、各要求項目のみならず、ASE の存在、交渉権の確認を迫るという意味あいをもつていたといえる。それだけに、一大勢力 ASE の結成に脅威を感じる機械工業の雇用主は、ことの本質を冷徹に把握していたのであった。

結成直後、マンチェスター雇用主協会は、タイムズ紙上に公開状を発表、つぎのように主張していた。「みずからを ASE と称する一団の労働者たちが、この地方の数企業に要求を提出している。その要求は、雇用主の諸権利 rights of employers と全く相容れぬものであり、また、もしそれが受け入れられるならば、みずからの工場内において、雇用主による総ての合法的權威 legitimate authority の行使を妨げることになるであろう」<sup>(1)</sup>一と。機械工業の雇用主たちは、紛争本格化の初期から、問題を将来にわたって企業の命運にかかわる「経営権」の問題として抱えていたのであった。また、マンチェスター雇用主の要請に従って開かれた、ロンドンでの中央雇用主協会は、いちだんと広い社会的視野・国民経済的視点から、ASE を論難したのであった。

機械工業中央雇用主協会の満場一致の決議はいう。「イギリス国民は、その議会における代表の手によって、ギルド特権、手工業者団体の排他的憲章、機械輸出に対する諸規制、あるいは熟練労働者のイギリス領土からの自由流出に対する諸規制、そして総ての独占を廃棄した。にも拘らず、ASE の要求は、すべてのイギリス臣民 British subjects が、みずからの利益に関する個人的見解にしたがって、みずからの労働あるいは資本を処分する権利を無視しようとする試みである。それは熟練労働者から、彼の卓越性の当然の利益を奪い去る試みであり、勤勉かつ入念な機械工に、その精励と技倆の報

---

(1) *Trades' Societies and Strikes*, 1860, pp. 177-8.

酬を怠惰かつ未熟な労働者と分配するよう力ずくで強制する試みであり、また、不熟練労働者から雇用の手段を故意に奪い去る試みである。」「機械工業の確固とした、妨げられることなき営みに対する、大衆的繁栄の依存こそが、つぎのことを必須なものとしている。すなわち、機械工業企業が首尾よく発展するために、また、法外な価格から社会を保護し、職工の奴隸となることから資本家を保護するために、そしてはじめて有能な労働者を、その独立的労働権 *his independent rights of labour* に対する侵害から保護するために、（ASEの）宣言で通達されている、雇用主に対する独裁および労働者に対する専制の脅威は、ただちにかつ断固として阻止されねばならない。」*Trades' Societies and Strikes*, p.180.

一方、プレストン綿業争議の場合はどうか。すでにふれたように、綿業労働者の場合、紡績工を除いては恒常的労働組合の存在を前提にして要求提出がおこなわれたのではない。労働条件に関する不満の大衆的慢延を背景に、これを「10パーセントの無条件賃金引上げ」という具体的な要求に結晶させた「アジテーター」たちが、この要求を掲げる工場労働者諸グループを包含する大衆的行動のなかから、「代表委員会」、「指導委員会」を形成し、その指導のもとで要求の実現をはかる。かくて、委員会が、対内的には工場労働者内部でのリーダー・シップを確立し、対外的には雇用主に対する交渉権を確立していく。こうした形で、団結を定着させていこうとするものであった。しかし、ここでも雇用主階級は争議が本格化するや、賃金よりは労働者の団結そのものを問題にしたのであった。プレストン争議の原因と状況について雇用主側の見解を示す公式声明はいう、「……それによってストライキが惹起された原因是、雇用主協会執行委員会によって慎重に調査された。そして職工の要求と雇用主の回答との間の差異は、全く小さなものであったことが判った。さらに賃金問題以上に重大な問題が含まれていたことが判明した。すなわち、これら諸企業は、組織された団結 *organized combination* の犠牲になったのであり、その団結の公言している目的は、雇用主を次々に攻略して、組合の協定を受け入れるよう強制することにあったのである。」雇用主側の見解は、(2) *Trades' Societies and Strikes*, p. 223.<sup>(2)</sup>

(2) *Trades' Societies and Strikes*, p. 223.

用主の問題把握は明らかだといってよい。さらに、争議経過の項でみたように、マン彻スター市場に集う諸都市の綿業資本家がプレストン工場主への支援を決定した時、その決議は、プレストン争議を賃金についてではなく、雇用主権をめぐるものと規定し、<sup>(3)</sup>「プレストン雇用主は全雇用主階級に影響をもつ原理の確立のために破産の危険を冒している。」したがって、「職工の側においてプレストン外部からの援助が投入されているように、雇用主たちが斗争を遂行できるように、同様の援助が提供さるべきだ」とした。<sup>(4)</sup>ここにも、雇用主側からの争議の性格把握が、さらに明瞭に物語られているといってよからう。

さて、両争議に直面した、雇用主たちのこうした態度は、争議の最終局面において再度あからさまな形で示される。しかも、その場合には、個別的争議への対策という次元をこえて、この歴史段階でイギリス資本家階級が依拠していた原理そのものを、さらには労使関係のありかたを規定する雇用主のロジックそのものを示すものとして表明されたのであった。

まず機械工業についてみよう。すでに ASE の敗北が明確になった時点での ASE マン彻スター支部は、いま一度、雇用主にささやかな譲歩を懇請した。①各雇用主と組合員の個別的とりきめによって「出来高制労働」もおこなう、②必要な時には、割増レートによって「時間外労働」もおこなう、だから、せめてかの「宣誓書」への署名は撤回してほしい、これが機械工の要請であった。これらの案を提出するとともに、機械工は、「雇用主協会の面前に出頭すべく、また、労働者を代表して、彼らに向けられるであろうあらゆる質問に答えるために、代表が待機しております」と申入れた。<sup>(5)</sup>だが、これに対して雇用主協会の委員会は、労働者の「代表」を、あくまで認めず、あらゆる

---

(3) 前稿、岡大『経済学会雑誌』第4巻第3・4号、44ページ参照。

(4) *Trades' Societies and Strikes*, p. 226.

(5) Op. cit., p. 186.

妥協を拒否すると回答しつつ、あわせてつぎのようにのべた。「委員会は、それが雇用主のものであれ労働者のものであれ、すべての団結 combinations に対して強力に反対しているのであります。当委員会は、諸君につぎのことを想起させねばならない。すなわち、雇用主は、諸君および他の諸組合の攻撃によって、やむをえず現在の雇用主協会を結成せざるを得なかった。したがって、それら諸組合のあらゆる不都合な規約、要求および付則が無条件に廃止され撤回されるまで、また好みどおりの契約を結び、好みどおりの労働者を雇うという総ての雇用主の疑問の余地ない権利が完全に承認されるまで、当委員会は、雇用主協会に対して、かつて採択する必要ありと考えたいかなる決議の廃止をも、勧告することを正当だとは感じないのであります」<sup>(6)</sup> 一と。

煩をいとわず、いま一つの資料を重ねておこう。かの「宣誓書」政策を決定した会合での決議に従って、中央雇用主協会の執行委員会は、協会員への極秘文書でつぎのような勧告をおこなっていた。

第一に、この協会のすべての会員は、あらゆる労働組合 Trades' Union or Trades' Society の、いかなる組合員をも雇用あるいは受容せざること、あるいは——組合員であることに気づいたのちには——いかなる資格においてあれ、勤務もしくは雇用を継続せざること……。

第二に、あらゆる労働者、労働組合、諸委員会もしくはその団体の代表は、……いかなる理由があれ、この協会の会員によって受容されてはならない。そのような代表の構成員をなし、教唆あるいは煽動をなすものは、ただちに解雇さるべきこと。しかもなお、すべての労働者にとっては、その雇用主に対してそのような（労働条件等の）問題について個人的に individually 請願するみちは完全に開かれているのであり、雇用主に対しては、職工個人のあらゆる個人的な申出に常に道を開き、受容的であるようにと勧告する……。」 "Appendix IV to the Account of the Lock-Out of Engineers, &c.," *Trades' Societies and Strikes.* p. 202.

このように、機械工業雇用主協会は、労使関係については個人別交渉、個

---

(6) Op. cit., pp. 185—6.

人契約のみを認め、これを推奨するとともに、一方であらゆる労働者の団結、代表選任、団体交渉を厳しく否認し、これを社会秩序に反するものとして峻拒するものであった。しかも、注目さるべきは、ASE マンチェスター支部への回答にみられるように、こうした雇用主の態度は、たてまえとしてあらゆる団結 combination——労働者のみならず雇用主＝資本家間の団結をも含めて——を原理的に否認する論理の上に主張されていたことである。すなわち、それは、一方では個人としての「雇用主権」の問題として、他方で労働者個人の「労働権」の問題として、総じて時代の精神たる「契約の自由」「労働の自由」の原則に立脚するものとして主張されたのであった。

綿業の場合についてみれば、1854年3月末、あらゆる辛酸を経験した工場労働者の状態を考慮しつつ、プレストンの市民により最後の争議調停の努力がなされた。調停委員会は、紡績工および織布工の意見を聴取したのち、労働者の受け入れうる内容を盛った調停案を雇用主協会に送付した。しかし、代替労働者の搬入、権力の介入、争議指導者の告発・逮捕などを通じて、いまや勝利を確信した雇用主協会は、いんぎんかつ峻厳にあらゆる妥協を拒否して、つぎのように述べた。「雇用主と労働者の間で紛争の的となっている唯一の問題は、支払わるべき賃金額についてであります。それはたんに、当事者の一方による一定額の賃金の提示と、他方によるその拒否の問題です。これと同じくいちがいは、この業界内部におけると同様に、他のすべての業種において雇用主と従業員 master and servant の間に存在しうるものであり、疑いもなく日々現に存在しているものであります。」

「賃金率は調停によって設定さるべきものではなく、需要と供給の自由な作用にまかさるべきものであります。したがって当委員会は、傘下の雇用主たちに、このようなケースにおいて、いかなる調停をも受容することを勧告することはできません。なぜなら、それはその傾向において最も危険かつ有害な原理を許容することになるからです。その原理は労働の取引において労働者

の権利を破壊するとともに、資本の充用において雇用主の権利を破壊するものであります。こうした観点から、当委員会は、雇用主協会側として御提案の調停を謝絶させていただきます。<sup>(7)</sup>」ここにも、あらゆる団結、調停のような人為的介入を否認して、「取引の自由」・「労働の自由」の原則を貫ぬこうとする雇用主の態度が表明されている。

ここでふれておけば、「雇用主防衛基金」を設置した際にも雇用主協会はのべていた。「需要と供給の誤まつことなき原理こそが、他のすべての価値ある諸商品についてと同様に、唯一眞実のかつ恒久的な賃金規定者であると確信するので……すべて通常の場合には、工場規律の問題から起るものであれ、あるいは賃金問題に関するものであれ、いかなる地方的紛争にも介入することはきわめて望ましくないことであるが、プレストンにおける現在の争斗は、主としてこの町に關係のない有給の代表 *paid agents* によって組織されているという見解をもつがゆえに………この組織に対抗してプレストンの紡績業者および織布業者を支援することを義務だと考える。」*Trades' Societies and Strikes*, p. 227.

われわれは、二つの争議がともに団結権・団体交渉権斗争としての性格を帯びざるを得なかったこと、その場合に雇用主が立脚した原理的立場を確認した。しかし、いまひるがえって雇用主のこうした立場が、客觀的「事実」のなかでコンシスティンシーを示し得たか否かを問うとき、問題はおのずからべつである。

機械工業雇用主の理路整然たる団結否認の主張に対しては、すでに産業革命の初期段階に雇用主の団結についてのべたアダム・スミスの鋭い指摘が想起される。

「職人 *workmen* の団結についてはしばしばきくが、雇用主の団結についてはめったにきくことがない、といわれてきた。しかし、この説明によって雇用主たちはめったに団結することがないと想像する人があれば、彼はこの問題について無知であると同様に世の中についても無知なのである。雇用主は、つねに、どこにおいても一種の暗黙の、しかし恒常的に変ることなき団結をむすび、労働賃金をその実際的レート以

(7) *Trades' Societies and Strikes*, p. 245.

上に上げないようにしているのである。」 A. Smith, *The Wealth of Nations*, Everymans' ed. p. 59.

機械工業においても、雇用主の団結は労働組合に対する防衛的な団結だけではなかったはずだ。しかし、綿業争議の場合、事態はさらに明瞭である。すでに争議経過のトレースにおいても指摘したように、プレストン綿工場主たちは、労働者の組織化が始まる数ヶ月前から雇用主協会の組織・財政すべてを整備して労働者の行動を迎撃したのであった。この点に関しては公衆への声明において織布工委員会も強調した、「いわせてもらうならば、この斗争においては、雇用主こそが攻撃者であり、われわれは防衛者なのだ」と。また、公平な観察者 J. ロウも、「雇用主にとって団結が許されるものならば、労働者にこれを禁ずることはできない。……雇用主の弁護者は、労働者によって組織された団結の結果として雇用主も自己防衛のために団結するように追い込まれるのだと宣言するのが常である。だが、これは（プレストン争議の場合）明らかに事実に反する」と断定している。<sup>(8)</sup>

以上の事実からも明らかなように、一切の団結を否定し、「契約の自由」「労働の自由」を強調する雇用主のたてまえと、その現実の行動の間には大きなギャップがある。そうであるだけに、逆にこの点の検討からこの段階における雇用主の眞の意図、すなわちみずからの立場の一貫性を犠牲にしてでも、個有の意味での労働者の団結およびその交渉力を圧殺しようとする意図が鮮明に浮び上るといえる。いずれにせよ、こうした雇用主たちの断固たる政策に阻まれて、強固な職能別組合 ASE も、生成過程にある工場労働者の大衆的組織としての綿業労働者組織も、個有の団結権・交渉権確立へのあゆみに、ひとつの挫折を経験したといわねばならないのである。<sup>(9)</sup><sup>(10)</sup>

## (2)

---

(8) 前稿、岡大『経済学会雑誌』、第4巻第3・4号、40—41ページ。

(9) *Trades' Societies and Strikes*, p. 226.

(10) Op. cit., pp. 213—4.

二つの争議に共通する問題の第二点、「時代の空気」の検討に進もう。まず、問題意識なしに読めば、読み過してしまう一つの文章を、資料の中からとりあげよう。1851年、機械工業争議の発端において、ASEが送付した「雇用主への回章」は、かの「組織的残業廃止」の要求に関連して、つぎのように述べていた。「我々はまた、公衆一般によってそれによせられた関心に示されているように、そして、すべての階級のうちに存在する労働時間短縮にむけての一般的欲求によって示されているように、現時点こそは、この問題の討議にとって特にふさわしい時だと信ずる」<sup>(11)</sup>と。なにげなく読み過しかねないこの主張も、イギリス労使関係総体にとっての時代の問題と、その個別産業内労使関係への反映の問題として把えなおすとき、きわめて興味ふかい論点を含んでいるといってよい。

そもそも、ASE 執行委員会が意識していた「時代の関心」ともいるべきものは何であったろうか。われわれが、ひとたび機械工業という個別産業分野から目をあげて、当時のイギリスにおける資本・賃労働関係の総体に視野を拡大するとき、ただちに目に映ずるのは、1847年のいわゆる「十時間法」Ten Hours Act の成立と、これの実施・修正をめぐって1853年にいたるまで続していく労・資の攻防であるといってよい。たしかに、「十時間法」実現の主体把握および「十時間運動」Ten Hours Movement の性格把握については、論議があるが、いま少くともつぎのこととはいえる。1847年の法成立以降の過程は、「リレー制度」の濫用によって法の骨抜きをはかり、あるいは政府に圧力をかけて法の施行を緩和させようとする工場主たちと、「十時間運動」の中で從来協力関係を保ってきたトーリー派指導者や開明的工場主の制止を振り切ってまで脱法行為追及の工場ストライキを繰り返す工場労働者、この両者の対抗関係を主軸として、全社会の関心を集めつつ、1850年お

(11) "Circular to the Employers", cited in: *Trades' Societies and Strikes*, p. 173.

(12) さしあたり、戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』第八章、とくに第三節を参照のこと。

(13) J. T. Ward, *Factory Movement*; pp. 359—367; H. A. Turner, op. cit., Appendix 2, A Chronology of the Cotton Unions. pp. 388—9.

より1853年の補完法成立にいたるまで、労働時間短縮をめぐる論議が沸騰しつづけたのだ<sup>(14)</sup>と。

さて、1851年 ASE の要求は、このような背景のもとで提起されていたのであり、すでに明らかなように、ASE 執行委員会の回章は、このような社会的動向を十分に意識していたのであった。かくて、つぎのような立論が可能であろう。ASE の「組織的残業廃止」の要求は、19世紀中葉イギリスの労働時間短縮運動の熟練機械工的表現形態であった一と。確立した工場制度のもとで、より一層的に工場規律のもとに統括され、しかもはるかに労働代替性が高く、産業予備軍の圧力を顕在的に受けやすい綿工業労働者を中心に、織維工場労働者が「法律制定」による時間短縮を可能かつ有効な政策として選択したのに対して、個別生産型の万能職場を基盤として徒弟規制により労働市場のプールから、みずからを遮断し、熟練を核として安定的な職能別組合 ASE を定着させた機械工は、自主交渉を通じて時間外労働を排除し、慣行的「標準労働時間」を確定しようとしたのだ。ASE の「組織的残業反対」の要求は、歴史的連関の中でとらえた場合この性格をもっていたといえる。しかもその場合、組織的残業の拒否によって確定しようと試みた「標準労働時間」そのものが、1850年の補完法が「少年と婦人」について保障した内容とほぼ同一であることは注目に値する。日本におけるイギリス労働組合史研究の「通説」は、主として ASE を主体とする機械工業労使関係の自己完結性、あるいは職能別組合の労使関係総体に与える規定性を強調するが、いま「組織的残業反対」要求にみると、織維工業とりわけ綿工業オペラテ

(14) 付言するならば、この1847年「工場法」への違反追及運動の中でこそ、低熟練層にいたるまでの綿業オペラティヴ組織化の基盤がつくられたのであったし、こうした運動が、1847年恐慌、1848年のヨーロッパ革命に始まる労働運動昂揚の波と重なって進行したからこそ、これに対する「譲歩による支配」の政策として1853年の補完法も制定されたのだといえよう。

(15) 周知のように、1850年の法律は、「少年・婦人」労働の下限と上限を、朝六時から晩六時までに制限するものであった（従来は、1833年工場法以来、朝五時半から晩八時半）。これと、ASEの「組織的残業」廃止要求（前稿、本誌第4巻3・4号28ページ参照）を比較せよ。

ィヴを中心に展開される争点が機械工業労使関係に反映してくる側面が無視されなければならないだろう。さらに、このケースでは、むしろ繊維工場オペラティヴ中心の運動が実現した法的「標準労働日」の存在を前提とし、これを保墨として熟練機械工組合 ASE の職業政策が展開するという被規定的関係が存在したことも注目されねばなるまい。くりかえしていおう。「組織的残業反対」の要求は、「時間短縮運動」の機械工的表現形態であったのだ。比喩的にいえば、繊維工場における「リレー制度反対」と機械工場における「組織的残業反対」とは、等価物であったともいえようか。いずれにせよ、おののの産業内労使関係の特殊性に規定されつつも、この時点で両産業の労使関係は、ともに時代の空気に色濃く染められていたのであった。

さて、ひとたび「時代の空気」の産業内労使関係への反映という視角が開かれるや、われわれは、さらに大きな問題にいきあたる。十九世紀の中点をめぐる数年間、それはたしかに、工場労働の具体性に引寄せたところでは、時間短縮をめぐる争斗の時代であった。しかし、さらに大きな視野からみれば、それは1847年恐慌を契機としてヨーロッパを襲った革命的動乱とその沈静への曲折に満ちた時代ではなかったか。こうした時代の流れは、必ずや産業内の労使対抗にも時代の刻印をしるさずにはおかないと筈だ。

1847年の恐慌を契機として、ヨーロッパを席捲した激動の波は、フランス二月革命、ドイツ三月革命をもたらし、全ヨーロッパ的規模で体制の危機を醸成した。イギリスにおいては、1842年以降すでに分裂を示し、全体としては退潮期にあったチャーティズムが、これを機に最後の昂揚を示し、雇用・労働条件をめぐる争議の波と重なって、全国に騒然たる情況を生みだしたのであった。当然のことながら、こうした労働運動・大衆運動の昂揚とその余波という要素をぬきにしては、十九世紀中点の二つの争議に寄せられたイギリス全土の労働者・民衆の関心の高さ、多大な支援の基盤を理解することもできないであろう。さらに具体的にも、いくつかの点が指摘できる。機械工業中央雇用主協会は、公表した唯一の主張のなかで、ASE そのものについ

て「……かの（ASE という）連中、それは1848年のフランス革命激発の時期に、『機械工中央委員会』という形でうまれたものであり、それが現在の ASE へと併合され、合同したものである」とのべていた。また、すでにみたように、プレストン綿業の争議においては、指導委員会を構成したリーダーたちが、つねに「煽動者」*agitator* と呼ばれたし、綿工場労働者の最強の結集を誇ったブラックバーンについても、「ブラックバーンの暴徒」*Blackburn mob*<sup>(16)</sup> という表現が使われた。こうした事実のうちにも、われわれは、時代の空気の反映をみることができる。さらにみれば、全国の労働者がプレストン争議の支援に立ち上ったとき、ロンドンで開かれた労働者の集会は、つぎのような決議を発表していた。「適切な賃金基準の維持や労働の解放を求めつつも、余りに部分的 *sectional* かつ孤立的斗争にもとづいていた多くの失敗を目撃してきたいま、この集会はつぎの見解を表明する。全国的組織を基礎とし、単一の指導集団によって導かれる労働階級の統一大衆運動のみが、現在仕事から締め出されストライキ中である労働者たちに有効な支援を保証しうるのであり、また、将来にわたって、労働者に資本への隸属から労働を解放することを可能ならしめるのだ」と。ここには、時代の空気のなかで成熟する「階級意識」の歴然たる表明があるといってよい。また、当時、最も戦斗的なチャーティストの一人であったアーネスト・ジョーンズ Ernest Jones<sup>(17)</sup> が二つの争議に、ともに何らかの形でかかわりをもったという点も見逃せない。プレストン争議に関しては、1854年1月末、可能な調停の道を探るために「ロンドン芸術協会」*Lodon Society of Arts* が主催した、争議の実情解明のための公開会議において、冒頭に、場面を盛上げようと試みるアーネスト・ジョーンズが大声を発し、会議の秩序に従うことを要求されるや、「労働階級の名において」*in the name of working-classes* この会合を痛罵し、席

(16) *Trades' Societies and Strikes*, p. 193.

(17) Op. cit., p. 238.

(18) Op. cit., p. 220.

を蹴って会場を去るというシーンをうんだのであった。<sup>(19)</sup>

以上で述べたような事実に関して、J. ロウは、報告書の中で「当座は、巨大な金銭上の支援をうみだしたとはいえ、全国の労働組合がこの争斗に参画し、彼らがそれを階級斗争の光に照らして考えているという確証を与えたことは、おそらくプレストン労働者の運動に決定的な損傷を与えるものだった」と評価した。<sup>(20)</sup> だが、時代の空気、資本・賃労働関係総体の動きと、その産業内労使関係への反映という点に着目するわれわれにとって、評価はおのずと異なる。ロウとは逆に、まさにこの全国的労働者の支援の事実と、それを主導した精神こそが注目に値するのであり、むしろ、こうした背景があって始めて、労働者の組織化の進展、個々の争議の展開もあり得たのだといえるのではなかろうか。

そうであるだけに、労働者の結集に対峙する雇用主側の態度にも、対照的な形で時代の空気が影を落していたのであった。

1851年12月20日、争議に対する機械工業雇用主協会の公式声明が発表されたタイムズ紙の別欄には、『アミカス』 Amicus なる署名による一文が掲載されていた。<sup>(21)</sup> この匿名書簡は、雇用主協会の声明に注目を促し、ASE の二つの要求に加えてオルダムでの争点となった「機械からの不熟練工の排除」要求をも、ASE の正式要求だとして解説したうえで、つぎのように述べていた。「これらが彼らの正式の要求である。しかし、いうまでもなく (ASE) 執行委員会は、賃金率の平等化を鼓吹しようとしているのであり、事実、ルイ・ブラン Louis Blanc の巧妙な原理の試行をはかるアジテーションに邁進しようとしているのだ」と。これについてヒューズは、1860年時点の報告

(19) *Trades' Societies and Strikes*, p. 229.

(20) Op. cit., p. 220.

(21) アミカス Amicus というこの仮名は、ASE 執行委が要求を送達した「雇用主への回章」の中で、「われわれが主張せざるを得ぬところのすべてが、われわれを鼓舞する友好の精神 amicable spirit which animates them において判断されるであろうことを信じている」と述べた点をヤユして採用されたものであろう。

書でいう。「不幸なことに、タイムズ紙および他の諸新聞も、ASE の要求に関する『アミカス』のこの敍述を、〈正式〉とされるものも、〈いうまでもなく〉と推断されたものも、双方とも真実として受けとったのであった」<sup>(23)</sup>一と。まさに、アミカスの策は図に当たったというべきか。周知のように、ルイ・ブランは、1848年フランス二月革命によって成立した新政府に入閣した労働者代表の一人であり、当時の著名な社会主義著作家であった。

大陸の革命、イギリス国内のチャーティズムの昂揚、これらに震撼された支配層および中産階級的世論にとって、市民社会の秩序をくつがえそうとする危険な思想と運動は抹殺すべきものであり、所有権の神聖とブルジョア的自由を侵犯するものは破碎されねばならなかった。とりわけ、労働者階級の勢力伸張は恐怖のまとであり、フランス二月革命、ルイ・ブラン的労働者代表の政権への進出は、嫌悪のまとであったといってよい。<sup>(24)</sup>いずれにせよ、アミカスは、1848年への恐怖と反動が色濃く存在する時代の空気を意識して、世論の反感をかきたてるべく意図的に ASE の要求を、当時の著名な危険思想＝ルイ・ブランの原理と結びつけることを試み、これに成功したのであった。労働者の組織的結集そのものを「革命」と結びつけ、素朴な経済要求をも社会主義と結びつけて非難する雇用主および世論の動向にも、時代の空気は反映していたのである。

さきにふれたように、ASE の成立そのものをフランス二月革命の産物だとする機械工業雇用主協会の声明は、また「ASE の事業に関して、どんなことであれメンバー以外のものにこれを漏らしたものは2シング6ペンスの罰金を支払うべし」とする ASE 規約36条をとらえて、つぎのようにいう、「多くの熱狂者や、若干のペテン師たちの共同謀議の眞の性格説明を完全なものにするには、この規約をつけ加えるのみで充分だ。

(22) Cited in: *Trades' Societies and Strikes*, p. 178.

(23) Op. cit., p. 178.

(24) 付言すれば、誰しもが、ただちに連想するように、この時すでにマルクス・エンゲルスによる「共産党宣言」(1848)が世に出ていたのであるが、これはまだ社会的に広く知られるに至っていないかったのである。この点については、岡義武『近代ヨーロッパ政治史』79—80ページ。

その謀議は、疑心なき職人をそそのかして共済組合 benefit club を秘密結社 secret society に変じようとするものであり、その目的を、『新道徳の世界』、『労働の組織』そしてルイ・ブランの夢想的試みを実現するものへと変じようとするものだ。その夢想は、オーウェン Owen のヴィジョンを奉じつつも、その大度をもたず、フーリエ Fourier の恣意的な思想を奉じつつも、彼の仁慈心が赤面するような利己主義に変えられているのだ」と。<sup>(25)</sup> *Trades' Societies and Strikee*, p. 193.

さらに、こうした社会情況こそが、プレストン争議における権力の介入を容易にする背景として作用していたのであった。プレストン市長は、「暴動鎮圧法」の布告にあたって、社会安寧の危機を理由とした。

公道および公共の場における集会を禁止する理由として、布告はいう。「なぜならば上記の（プレストン）市において大衆集会がもたれており、そこでは治安妨害および他の犯行を惹起する傾向のある煽動的演説がおこなわれ、雑言が吐かれているからである。かつまた、前記の市において、すでに深刻な暴動が起っているからである」と。<sup>(26)</sup> *Trades' Societies and Strikes*, p. 237.

しかし、この布告があげるように事実が當時現実に存在したであろうか。ロウも指摘するように、この時点での労働者代表のあいことばは、官憲の挑発を避けるために「平穏・遵法・秩序」 Peace-Law-Order であった。また、アイルランド移民を護送する馬車の窓ガラスが割られたことや、条例違反のかどで若者が二人逮捕され、一人が放免、一人が一ヶ月入獄という刑を受けたことをもって、「すでに深刻な暴動が起っている」とすることは、できない筈であった。こうして、現実的根拠は極めてあやふやなものであるにもかかわらず、治安の危機・暴動を理由に政治権力が個別争議に容易に介入し得たという点にも、十九世紀中点の時代の空気は微妙な形で作用していたといわねばならないであろう。

(25) なお、ここにあげられている『新道徳の世界』 *New Moral World* は、R. オーウェンの発行した新聞名であり、『労働の組織』 *Organization of Labour* は、イギリスでも版を重ねたルイ・ブランの著書名である。

(26) *Trades' Societies and Strikes*, p. 238.

## V 総括——十九世紀中葉における労使関係の構造——

われわれは、十九世紀中点イギリスにおける二つの大争議とそれが内包した問題を検討してきた。その過程では、争議の発端となった争点から争議展開のプロセスにいたるまで、具体的な労使関係は産業別にかなり大きな性格の差異をもつことを確認し、この差異をうみだすものが、基本的には「工業革命の進展度」の差異であり、これに規定された生産、労働過程の態様と労働市場の性格にあること、そして、これらの条件をふまえた賃労働の反抗の現象形態の差異にあることを指摘してきた。また、一方、こうした産業内的労使関係の異質性を押えたうえで、しかもなお、それらの異質性をこえて労使関係の発現形態ににじみ出る共通性・時代の特徴についても検討の目を注いできた。ここで、われわれは、これまでの分析で確認してきた「事実」とそれがもつ意味あいを、従来の研究史との関連で位置づけつつ、この稿をしめくくることにしよう。

そのためには、まず、この二つの争議、両産業での労使関係の比較分析という作業そのものを私に試みさせた問題意識の根についてふれておかねばならない。周知のように、近年イギリスにおいては、「賃労働史学会」Society for the Study of Labour History を中心に、イギリス労働組合史・賃労働史の批判的再構成の試みが広汎に進行している。<sup>(1)</sup>日本においても、最近、こうしたイギリス本国での研究状況を反映する論稿が発表され始めているが、私もこうした研究状況を強く意識している。いま、多岐にわたる論点のすべてにふれるつもりはないが、当面の課題にひきつけていえば、すでに十年を経過するとはいえ、やはり1962年1月の賃労働史学会第四回大会で集中的におこなわれた、方法論的ウェップ批判が想起されねばなるまい。

アレンV. L. Allenは、ウェップ夫妻の労働組合史研究に対して方法的批

(1) 「賃労働史学会」については、現在26号 (*Bulletin*, No. 26, Spring 1973) まで発行されている *Bulletin* が、その活動情況を示している。

判を加えてのべた。ウェップ夫妻は「連續的かつ定型的組織」continuous formal organizations の敍述を通じて歴史を描くべきだと信じていたのであり、この「連續性」についての偏見が、①労働組合運動における「一過的な行動」ephemeral action の無視、②労働組合運動形成期としての十八世紀の軽視という結果をうんだ。他方、「定型的組織への専念」が、①労働組合発展の諸条件の中で重要な作用要因たる経済的・社会的・政治的諸力を軽視し、②指導的個人の行動というような、相対的にいってさほど重要でない要因を強調させることになった、と指摘した。<sup>(2)</sup>

一方、マッソン A. E. Musson も、やや違った角度から、これも鋭くウェップ夫妻を批判した。すなわち、ウェップ夫妻は、そのフェビアン社会主義者としての社会史観にもとづいて労働組合運動史を敍述した。ゆえに彼等は、①労働組合運動における社会主義（思想）の進展を示すような展開を強調する一方、②より純粹に労働組合的な諸側面——忍耐強い地方的クラブ、地域および全国的組合の発展過程、賃金・労働時間・徒弟制・作業条件などについての団体交渉、失業・疾病・老令・死亡などの友愛給付の整備——を適切に扱っていない。③労働組合の現実的な経済的機能への固執こそが、十九世紀の労働組合運動に基本的連続性を与えていたのであり、オウエン主義やチャーティズムなどのイデオロギー的要因よりも景気循環の影響など経済的要因が重視さるべきだ。これがマッソンの主張の骨子であった。<sup>(3)</sup> ウェップ夫妻について、純粹に労働組合的諸側面を適切に取扱っていない、という批判は、いささか片手落ちの感がないではないが、要するに、マッソンの指摘

(2) V. L. Allen, "Abstract of A Methodological Criticism of the Webbs as Trade Union Historians", *Society for the Study of Labour History, Bulletin*, No. 4, 1962, p. 5.

(3) A. E. Musson, "The Webbs and their phasing of Trade-Union development between the 1830s and the 1860s", *Bulletin*, No. 4, pp. 6—7.

(4) 純粹に労働組合的諸側面について、ウェップ夫妻は、この分析を大著『産業民主制』*Industrial Democracy* の総力をあげておこなっているのであり、ウェップについては、やはり *History* と *Industrial Democracy* を一対をなすものとして読む必要があるだろう。

は、経済循環の波動を始めとして、客観的な経済・社会的要因の労働組合運動への規定性を重視せよという主張として受けとることができる。マッソンはまた、具体的論点としていわゆる「新型組合」New Model論の否定、あるいは労働組合の「需要・供給原理受容説」の否定など、興味ある指摘をおこなっているが、これらの点についてはのちに触れることにしよう。

アレン、マッソンにつづいて、クレッグ Hugh Clegg も、ウェップ夫妻の労働組合史の根本的性格にふれた。「ウェップ夫妻が、限定条件や反証を無視するという代償を払ってまで、彼らの労働組合の理論を明快かつ強力に主張したことは、『産業民主制論』の長所のひとつであった。その同じ特性が、ウェップ夫妻に労働組合運動史という従来未探索のジャングルを貫通する広々とした道を切り拓くことを許した。しかし、そのことは、ジャングルの多くの部分が、描かれぬままに残されたということをも意味するのだ」と。<sup>(5)</sup>この場合、クレッグは主として1874年から1894年の期間についてのウェップの敘述と運動史の現実との対比において問題を提起しているのであるが、われわれは当然に、十九世紀前半にまで遡って、この問題提起をうけとめねばならないだろう。

さて、以上にみてきたような労働組合史研究の問題状況をふまえてみると、この稿での私の分析は、さしあたり十九世紀中葉のイギリス労使関係史像の把握において、クレッグの問題提起やアレン、マッソン等の方法的指摘に、ある程度応え得たのではなかろうか。あるいはまた、その指摘の延長線上に出てくる問題群の解明に、一定の見通しを与え得たのではなかろうか。以下数点にわたって整理を試みよう。

第一に、この稿は機械工業と綿工業、この二つの産業分野の争議をとりあげたに過ぎないが、とはいえる限られた対象の分析を手がかりとしても、十九世紀中葉イギリス資本主義が内包する資本・賃労働関係の多様性・重層

---

(5) H. Clegg, "The Webbs as Historians of Trade Unionism 1874—1894", *Bulletin*, No. 4, p. 8.

性を，ある程度まで確認することができたであろう。元来，労働組合史・労使関係史の全体像をできるかぎり立体的に把えようとする場合，アレンのいう「定型的組織」，とりわけASEに代表されるクラフト・ユニオン，への着目だけでは，必然的にその時代の労使関係の理解に歪みを生ずることになる。しかるに従来，ウェップの「新型組合」=New Model 規定の重みのゆえに，イギリスにおける研究も，十九世紀の労働組合・労使関係をクラフト・ユニオンを典型として分析することから完全に脱却していたとはいえたなかった。日本における研究にあっては，問題はさらに加重された形で現れる。すなわち，イギリスにはみられぬ日本の研究者に特有の問題意識として，資本主義の発展段階把握とそれに規定された労働組合・労使関係の段階照応性の分析，あるいは段階整合的「典型」の析出，というポレミックな課題がある。そして，ウェップのいう「新型」クラフト・ユニオンを，産業資本段階あるいは自由主義段階の「典型的労働組合」として，いわば重ね読みしてきたのが日本の研究における通説であったといってよい。<sup>(6)</sup> それだけに，アレン，マッソン等の問題提起は，イギリスにおける研究の「定型的組織」重視の偏倚を撃つのみならず，日本の研究者におけるこうした「典型」把握に対しても，これを重ね撃つ性格をもつといえるのであり，こうした指摘を受ける形で日本の研究者のなかからもクラフト・ユニオン=「典型」論への批判が登場しつつあるというのが現状だといえよう。<sup>(7)</sup> さて，こうした問題状況を押えて考えると，この稿での検討からいま直ちに新たな「典型」把握を主張しないまでも，それは少くとも十九世紀中葉のイギリス労働組合運動あるいは労使関係のなかに占めるクラフト・ユニオンならざるタイプの労働組合，ここで

(6) S. & B. Webb, *History of Trade Unionism*, 1894, Chap. IV.

(7) 従来，日本の研究者においては，こうした見解が，まさに暗黙の「通説」とされていたといってよいが，方法意識を強烈にもち，精緻な論理でこうした見解を展開しているのは，やはり栗田健『イギリス労働組合史論』である。

(8) この例としては，高橋克嘉「イギリス独占形成期の労働組合研究における方法上の問題点」，『日本労働協会雑誌』，第57号をあげておこう。

は綿業オペラティヴ類型の実在とその比重を確認させるには十分であるだろう。ASEに代表されるクラフト・ユニオンは、十九世紀中葉のイギリス貨労働の総体、労働市場・労使関係総体のなかに投げ返してみれば、あくまでも熟練工の、しかも「職人的熟練」を継承する熟練工の労働市場、すなわち部分的労働市場に対応するものであったとみなければならぬのである。

第二に、いま少したぢいってこの問題を考えておこう。クラフト・ユニオン=自由主義段階照應的労働組合とするみかた、またその意味でクラフト・ユニオンを「古典的労働組合」とするみかたに対して、この稿は少くとも、まずは貨労働総体にとってのクラフト・ユニオンの「部分性」を示したわけだが、この点に関連して、いわゆる「新型組合」New Model論の検討が問題になる。ASE型クラフト・ユニオンを中心据えたニュー・モデル規定に対する評議は、期せずして先のアレン、マッソンの両者が軌を一にしてこれを批判している。アレンはいう。「（労働組合運動史について）ウェップ夫妻による最大の歪曲は、1843年から1860年をカヴァーする『新しい精神と新しいモデル』と呼ばれた局面にあった。ニュー・モデルはひとつの歴史的虚構として位置づけられる。ASEの規約に関して何ら新しいものはみられなかった。ASEを含めて諸組合の規約は経済的および社会的諸力によって形づくられたのである。断片的調整は当該産業の性格にしたがって、様々な度合いにおいてではあるが常におこなわれたのである。集権的形態のみならず分権的連合の形態も展開したのだ」と。またマッソンは、「実際のところ、ニュー・モデルという用語について正当化すべきものはほとんどない。……かくて、1850年代および60年代に起ったことは、ニュー・モデルの創出ではなく、オールド・モデルの強化であった」と強調する。これらの指摘は、ASE型クラフト・ユニオンの旧ローカル・トレードクラブとの連續性を強調することによつ

(9) 栗田健、前掲書、第一章参照のこと。

(10) V. L. Allen, op. cit., p. 5.

(11) A. E. Musson, op. cit., p. 7.

て ASE 類型の過重評価を戒めるものとして受けとめられるが、こうした指摘じたいはコールの示唆以来イギリスにおける研究のなかに底流する一つの論点であり<sup>(12)</sup>、われわれにとっても、さして目新しいものではないといってよい。だが、こうしたニュー・モデル論の批判的検討の延長線上には、より重要な問題が提起されるのである。すなわち、アレン等が「ニュー・モデル」の「新しさ」を否定したのに対して、一方で最近の研究のなかから「典型」性に対する疑いが提起されていることに注目せねばならない。これは、まさに「貢労働史学会」成立に相前後する時期に現れた二つの個別研究の中にみることができる。フェルプス・ブラウンは方法的論議にこだわらず、だがそれだけに極めて自然な形でオペラティヴ・ユニオンの展開をあとづけ、十九世紀イギリス労使関係史をクラフト・ユニオンとオペラティヴ・ユニオンの併存において敍述したが<sup>(13)</sup>、それは結果的にクラフト・ユニオンの「典型」性に対する批判として受けとめうるものであった。さらに、明確に方法的自覚にさせられたものとして、ターナーの著作はつきのように問題を提起した。ウェップ以来の「通説」は、①労働組合発展にとって熟練工の組織化が不可欠の前提をなすという理論的含みをもち、②「近代的労働組合」の成長にとって「中央集権的組織形態」こそが必要条件であるという含みをもっている。そのような観点から職能別全国組合としての ASE が重視され、ここに「近代的労働組合」発展にとっての「新たな典型」をみたのだといえる。しかし、現代の永続的・大衆的労働組合の起源は、このクラフト・ユニオン・タイプの中にではなく低熟練オペラティヴ（織布工）の「開放的組合」Open operatives union の中に見出すべきではないか一と。かくてターナーは、「ニュー・

(12) コールは、すでに十九世紀中葉のイギリス労働組合について、綿業、炭坑業の組合を、ニュー・モデル・クラフト・ユニオンとは異なる性格のものとして把握していた。G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working Class Movement*, 1926 (new ed., 1948), 林健太郎他訳、『イギリス労働運動史』、II, 69—72ページ、および84ページ。

(13) E. H. Phelps Brown, *The Growth of British Industrial Relation*, 1959, chap. III. esp. pp. 114—126.

モデルは果してモデルか?」<sup>(14)</sup>という象徴的な問いかけをおこなうのである。

さて、従来の研究が、とりわけ日本の研究者がクラフト・ユニオン=「典型」論を説く場合、ウェップのニュー・モデル規定を念頭においているわけだが、そこにはやはり、「定型的組織」のみを観察する視野狭少と、ターナーが抉る暗黙の理論的含み、すなわち私なりにいえば「近代的労働組合・労使関係展開」における「中央集権的熟練工組合先行」仮説とが、無意識のうちに、つきまとっているといえるであろう。そうであるだけに、この稿で明らかにしたように、十九世紀の中点、いわゆるニュー・モデル・クラフト・ユニオンの定着と時をわかたたずに、これまで「一過的行動」をくり返してきた相対的低熟練労働者のあいだに決定的結集がおこなわれ、これ以降恒常的組織として定着していくこと、またこうしたオペラティヴ・ユニオンを構成主体とする団体交渉が展開していくことは十分の注目にあたいするといってよい。すでにみたように、'プレストンの大争議において綿業労働者は敗北を喫したが、この年の一連の争議の過程で、低熟練織布工を対象とする「ブラックバーン織布工標準賃金表」も獲得されたのである。そしてこれ以降、この標準賃金表 standard list の維持と適用を主軸として、技能および供給人員規制の方法をもたぬ織布工の間にもターナーのいう「開放的組合」として労働組合が定着、発展していくことになるのである。しかも、ターナーに欠如している視角を補いつつ私なりの仮説を述べておけば、開放的低熟練工組合が先行する形で、その後のイギリス団体交渉史・労使関係史は展開していくといえるのである。さらに、こうしたラインでのイギリス労使関係史像追跡の作業は、ゆきつくところ A・フランダース等のイギリス労使関係論をも根

(14) H. A. Turner, *Trade Union Growth Structure and Policy*, 1962, chap. III—IV, esp. pp. 108—109, 201—207. なおターナーの論点については、小稿、「労使関係史研究の方法について」、社会政策学会年報第16集『社会政策と労働経済学』所収を参照のこと。

(15) H. A. Turner, op. cit., chap. III—IV.

(16) A. Flanders, *Industrial Relations: What is wrong with the system?* 1965, chap. 3—4.

底からくつがえすことになるであろう。この内容の展開は、おのずと別稿を必要とするが、少くとも、ここまで検討から、われわれにとって、クラフト・ユニオン=「典型」論がその根拠を大きく揺がされたことは確認できるであろう。また、「一過的行動」の頂点・到達点としての十九世紀中点争議、この分析を突破口として、「一過的行動」の興亡をも視野におきつつイギリス労働運動史・労使関係史を再構成する視角が拓かれたといえるのではあるまい。

第三に、われわれは、すでにふれた十九世紀中葉労使関係把握におけるクラフト・ユニオンの「部分性」確認の上に立って、この時代における「労働市場総体」の構造について、あるいはイギリス賃労働の再生産構造について、いま一步立入って論ずる契機をもったといえる。なぜならば、クラフト・ユニオン=「典型」論は、その論旨のうちに、「自由主義段階」のイギリス資本主義と労働組合としてのクラフト・ユニオンの照応性を強調し、具体的には、「自由主義的労働政策」たる1834年改正後のいわゆる「新救貧法」体制とクラフト・ユニオンとの原理的整合性を強調するのだが、この稿の分析はクラフト・ユニオン重視論では視野に入らぬ綿業労使関係の中で「新救貧法」下の救貧行政がもったリアルな重みを示すことになったからである。この点をいま少しくわしくみておこう。

最近の研究によってオペラティヴ・ユニオン類型の存在が指摘されたことをふまえた上で栗田氏はいう、「問題は、類型として異なる労働組合組織があったかなかったかではない。どちらがイギリス労働者階級の労働力商品所有者としての主体的機能を担っていたかである。このような意味で……それとの関連づけなしには論理的完結を見ないと考えて指摘した救貧法改正などによるイギリス労働者階級の存在条件との間で、職能別組合が全く整合的であったが故に、それを典型とせざるを得なかったのである」と<sup>(17)</sup>。このような主張がなされる場合、それはつきのような認識にさせられている。ひと

(17) 栗田健、「労働組合史の方法」、『経済学論集』、第36巻第3号、100ページ。

つには新救貧法体制の性格について、①救貧法改正（1834年）が労働市場の教区区分をとり払い、これを全国市場へと開放し、「開放的労働市場創出への第一歩」（栗田氏著書58ページ）をなしたこと。②この改正が、ヴィクトリア期のイギリス資本主義が必要とする、被救恤性をはなれ労働意欲を備えた「独立・自助の労働者」の創出を意味したこと（栗田氏著書60ページ）。もうひとつにはクラフト・ユニオンそのものの性格把握について、①職能別組合は「横断的な労働市場」を基盤としてうまれたと同時に、「この労働市場の横断性を作り出す労働者の流動性の維持をその政策の基調としていた。言いかえれば職能別組合は労働者の労働移動をたすけることによって労働市場の横断性を拡大し、地域的封鎖性を打破して開放的な労働市場を維持する機能を持っていた。」（栗田氏26—27ページ）。②職能別組合は、「自助の道徳律」に立脚し、「需要・供給説という当時の労働運動が依存していた賃銀法則の理論的把握」（栗田氏30ページ）にもとづいて組合政策を展開し、「団体交渉という商品交換の原則によって」労働条件を決定する機構を制度化した。「労働問題における交渉すなわち商品交換の原則の貫徹は、イギリス資本主義に資本＝賃労働関係という基礎を含めて、はじめて眞の意味における自由主義を完成させた」（栗田氏61ページ）。以上、二面の認識にもとづいてクラフト・ユニオンの段階「整合性」が主張されるのである。

これに対して生ずる疑問を結論からさきに示すならば、この見解が主張するクラフト・ユニオンと新救貧法体制との整合性、自由主義段階との整合性は、なによりも、それらが掲げる「たてまえ」の整合性であり、「イデオロギー的整合性」とでもいうべきものではなかったか、という点である。

たしかに救貧法改正の意義そのもの、および定型的組織としてのクラフト・ユニオンの特徴把握としてのみみれば、当時の労働運動が需要・供給理論に依存していたという点を除いて、この認識は間違いではない。しかし、そこから進んでこの組合類型こそが段階整合的なものだという主張は、その保証をもちうるであろうか。いやしくも、一定の歴史段階にある資本主義に対

して段階整合性を問題にするのならば、それは標榜されたたてまえを超えて、その段階における資本主義のリアルなメカニズムとそれがよって立つ賃労働基盤、すなわち支配的な資本・賃労働関係の実在との「整合性」が問題にされねばならないだろう。この視点からすれば、クラフト・ユニオンそれじたいも、組合員熟練工についての独立・自助による自律的生活維持・再生産を現実にはつらぬきえず、長期にわたる不況の継続期間中には、「典型」ASE の組織対象たる機械工さえも、新救貧法下の院外救済を受けざるを得なかつたという事態が注目される。<sup>(18)</sup> 熟練機械工にしてしかり、ましてや視野を拡げて低熟練オペラティヴについてみれば、新救貧法体制は、イギリス賃労働の再生産構造にとって不可分の重みをもつて機能していたのではなかつたろうか。

新救貧法体制について、さきの見解は、それが旧救貧法下で乱用された院外救助を厳しく禁止し、院内救助にかんして「劣等の原則」principle of less eligibility を適用したとして、1834年法の「理念どおりの実施」を想定していたといえる。だが、事実はローズ M. Rose の最近の研究が示すように、<sup>(19)</sup> 救貧法改正後も院外救助は停止されず、旧救貧行政の最悪の弊害といわれた賃金補助制度 allowance system <sup>(20)</sup> さえ存続し続けたのであった。しかも、こうした院外救助が、地帶的にみればランカシャーを中心とする製造業地帯で<sup>(21)</sup> 広汎に普及していたことは注目に値するといってよい。すでに「通説」の論

(18) K・マルクスによって引用されている1867年初頭『モーニング・スター』紙の報告にも、この事実が明瞭に語られている。K・マルクス、『資本論』、長谷部文雄訳、青木版、第I部第七篇、第23章第5節の(d)「労働者階級中の最高給部分に及ぼす恐慌の影響」、1029—1036ページ参照のこと。

(19) M. E. Rose, "The Allowance System under the New Poor Law", *Economic History Review*, 2nd series, Vol. XIX, No. 3, 1966.

(20) 賃金補助制度 allowance system は、雇用関係を通じて得られる賃金収入が生活費に遠くおよばない時、その差額を救貧扶助の形で給付する制度であり、旧救貧法下のいわゆるスピーナムランド制は、これの著名な例である。

(21) M. E. Rose, op. cit., p. 614.

拠を搖がすにたるとの事実は何を意味するのであらうか。

十九世紀中点プレストン・ストライキを中心とするこの稿での検討は、綿業労使関係の現実のなかで、新救貧行政がいかに機能するかに照明を与えた。そこでは、無能力者 *unable body* のみならず能力者 *able body* たるオペラティヴや不熟練労働者 *labourer* もが、新救貧法下の救助に依存することによって始めて不況・失業時の生活を支え得たという関係を示唆した。また織布工に例をみる低熟練のオペラティヴや不熟練労働者は、恒常的共済機関をもたぬがゆえに、労働争議・失職期間についても救貧扶助に頼らざるを得ないという関係、それをうらがえしていえば、新救貧行政の「手綱さばき」によって、争議の帰趨、労使関係の動向が規定されたという関係を示唆したのであった。このように、ひとたび定型的クラフト・ユニオンの世界外に視野を広げれば、新救貧法体制は、賃労働の再生産構造にとって決して外在的な枠組=制度なのではなく、賃労働再生産機構の不可分な一環をなすと同時に、労働関係の展開形態を密接に規定するものとして存在していたといえる。しかも、周知のように自由主義的経済政策のもとで「世界の工場」イギリスの地位をささえ、一貫してイギリス製造業輸出額のトップを占め、就業構造においても最大の比重を占めていたイギリス綿工業こそは、こうした賃労働再生産機構のありかた、労働市場展開の性格を必須条件として回転していたのである。

産業資本段階のイギリス資本主義は、みずからの要求に適合的な賃労働基盤、労働市場の展開形態を、こうした形で確保していたのであり、自由主義段階に「整合的」な資本・賃労働関係は、こうした現実のなかにみつめられねばならないだろう。

---

(22) 産業資本段階=自由主義段階のイギリス資本主義の現実を素材として産業資本主義の論理体系を構築したマルクス『資本論』が、賃労働者像として、また労働市場の性格把握において、主として綿業工場労働者 *operative* を対象においたのは、ゆえなきことではないのである。

ところで、これに関連して新救貧法下の賃金補助制度存続をどうみるかについて一言しておかねばならない。いまや救貧法改正以降には院外救助や賃金補助制度が消滅したとするような見解は問題にならない。だが、これらの存続という重要な事実を強調したローズ自身が、「貧民の悲惨な状態は、新救貧法の成功のせいではなく、むしろ賃金補助制度のような旧救貧的慣行排除の失敗のせいであった」と総括している点に問題が生ずる。焦点は「旧救貧的慣行排除の失敗」という把握、その意味あいにある。ローズの論旨は、院内救助よりも賃金補助的院外救助の方がはるかに安あがりだという事情から院外救助の実施の方を選択する「救貧税負担者の利益」に、この制度存続の主因をみているといえる。<sup>(23)</sup>しかし、こうした要因に力点をおいて、「旧慣行排除の失敗」を説き、「遺制の残存」として問題を把える傾向は、果して正しいであろうか。たしかに、院内救助よりも安あがりである以上、救貧税負担者一般にとって賃金補助制度・院外救助が好ましいものであるのは当然といってよい。だが、それ以上に、雇用主=産業資本家にとってこそ、この制度は旧救貧法下のそれがもったと同じ「賃金水準低位固定化の利益」を享受しうると同時に、救貧扶助給付のコントロールを通じて労働者の反抗・労使関係のありかたをもコントロールする力を与えるものとして意義をもつたのであった。院外救助の存続・再生産の主要な根拠は、この産業資本にとっての「経済性」のなかにこそ見出されねばならないだろう。ヴィクトリア期イギリス産業資本にとって、労働力取引の条件を、教区への緊縛をはなれ全国的に流動する過剰人口のプールの上に「開放」することこそが必要事だったのである、賃金水準の決定に、あるいは労働者反抗の制禦力として、産業予備軍の圧力を充分に作用させることこそが必要事だったのである。そし

(23) M. E. Rose, op. cit., p. 620.

(24) M. E. Rose, op. cit., pp. 613—4.

(25) ちなみにいえば、1834年救貧法改正によってこそ、1795年の定住法改正以降も残されていた一切の定住権にかんする制限項目が廃止され、「労働力流動性」が全面的に確立されたのであった。この点については、山之内靖、『イギリス産業革命の史的分析』、343—346ページ参照のこと。

て、ひとたびこの課題さえ達成されれば、産業資本家たちは冷徹にみずからにとっての「経済性」を計量しつつ、だが同時に「労働貧民」の反抗を鎮圧しあるいは慰撫する支配層としての利益共同性を前提に、地主層をも含む救貧税負担者一般の経済的利益とも妥協しつつ、院外救助・賃金補助制をも定着させ、これを構造化していくのだ。

さて、論旨の大筋に立ち帰れば、十九世紀中葉イギリスにおける歴史具体的な賃労働の再生産メカニズムおよび労働市場総体の運動は、以上の考察で指摘してきたような機構を基盤として展開されたのであった。そうであるだけに、相対的過剰人口の圧力に曝され、供給人員制限の手段をもたず、また共済機能を営み得ない労働者群の間では、十九世紀前半以来、熟練工の定型的組合組織・政策とは対照的に「一過的な大衆行動」*ephemeral action* を手段として労働力取引を規制し、団体交渉の実をあげる方向が、また「一過的行動」の積み重ねのなかから団結を定着させる方向が、しだいに成熟していくのである。

さて、かのクラフト・ユニオン=「典型」論は、十九世紀イギリス賃労働の再生産構造について、クラフト・ユニオンの積極的规定性を強調するのだが、<sup>(26)</sup>すでに明らかなようにこの点でも私は見解を異にする。当時の賃労働再生産構造の根幹は、あくまで一般労働者の再生産、労働市場総体の運動を規定する論理のなかに見出されるべきであり、クラフト・ユニオンは、工業革命の不徹底、需要労働力の高熟練性という「部分的労働市場」のもつ条件の上に「定型的組織」として定着したるものと見るべきであろう。それが結果的に熟練工の経済・社会的地位を防衛し、賃労働の階層性を維持・強化することになったとしても、クラフト・ユニオンこそが全賃労働の再生産構造を、そして労働市場総体の展開を規定したという過大な評価は妥当なものではない。労働者の移動性、労働市場の流動性を促進し、これをみずからに有

(26) 栗田健、前掲書、38—39ページ。

利に利用し得たというのも、あるいはまた、いわゆる「需要・供給」原理を少くともたてまえとして主張し得たのも、熟練工労働市場の限定された特性によるものだったとみねばならないだろう。

第四に、以上の論議との関連で、十九世紀中葉の労働市場・労使関係の実在と、いわゆる「需要・供給」理論の機能についてふれておかねばならない。ウェッブ以来の「通説」では、十九世紀中葉の「新型組合」こそが、当時の中産階級の経済哲学を受容し、ポピュラーな経済理論たる「需要・供給説」に帰依し、この学説にしたがって自由にして開放的な労働市場の論理に適合的なものとして自己形成をおこなったとされてきた。<sup>(27)</sup> 日本における従来の研究も、さきにみたように、この点をクラフト・ユニオンの「段階整合性」のひとつの論拠としてきたのであった。これに対して私は、すでに「イデオロギー的整合性」と「実体的整合性」の区別の要を示唆したが、マッソンも、この点に関してつぎのように述べている。「十九世紀第三・四半期における労働組合リーダーたちが中産階級の経済哲学によって支配されたというウェッブ夫妻の主張には、ほとんど真実性がない。リーダーたちがその経済哲学にいかなる口先の忠誠を誓ったとしても、彼らがみずから目的を追求するときには、事実彼らは賃金基金説や需要供給＜法則＞の不動性を受入れもしなかったし、ストライキを契約の自由に関する有害かつ無益な妨害とみなすこともしなかったのだ」。<sup>(28)</sup> また、マッソン自身も依拠しているクレメント R. V. Clements の論文は、実証的にこの点を突いていたのであった。

これらの示唆からも明らかなように、十九世紀中葉の労働組合が、ブルジョア的精神構造に支配され、需要・供給理論への帰依の結果として、みずからの組織原理・政策体系を組みあげたという主張は疑わしい。クラフト・ユ

(27) S. & B. Webb, *History of Trade Unionism*, pp. 201—2. また, A. Redford, *Labour Migration in England 1800—1850*, pp. 155—6.

(28) A. E. Musson, op. cit., p. 7.

(29) R. V. Clements, "British Trade Unions and Popular Political Economy 1850—1875", *The Economic History Review*, Vol. 14, No. 1.

ニオンのリーダーが「需要・供給説」を援用したことは事実であるが、それはあくまでも時代の条件のなかで、労働組合の「合法性」を世論に訴える戦術として使われたのだといえよう。

とはいえるにかくクラフト・ユニオンとそのリーダーは、熟練工市場のおかれた条件をふまえて、「需要・供給説」を利用することも時に可能であった。だが、そのクラフト・ユニオンさえが「賃金基金説」や「需要・供給説」を真に受入れることがなかったとすれば、低熟練・不熟練労働者層はなおさらのことであったといわねばならない。なによりも、これらの労働者にとっては、眼前に展開される労働市場の運動、みずから経験する労使関係の現実じたいが「需要・供給」理論のイデオロギー的性格および現実的役割を可視的なものにしていたのであった。この稿で検討した綿業争議は、この間の関係を象徴的に示しているといってよいだろう。

思いかえしておこう。「プレストンにおいて斗われている争議は、賃金のためではなく、雇用主すべてが等しく関心をもつところの雇用主権の問題である」として、団結と相互支援を強化したまさにその工場主たちが、やがて、みずからの勝利が確実となった時点では、雇用主と職工の間で争中の唯一の問題は、支払わるべき賃金の額についてであり、賃金率は調停によって決定さるべきものではなく、需要と供給の自由な作用 free operation of supply and demand に委ねられねばならないと宣言して一切の妥協的解決、あらゆる第三者の調停の試みを峻拒したのであった。この前後矛盾する争議原因のとらえかた、二つの発言を媒介する「情況」は、この間に強行されたストライキ破りの代替労働者の大量搬入であり、「共謀罪」によるリーダーの逮捕だったことを想起せねばならない。そして、このことは「自由にして開放的な労働市場」、「需要・供給説」の性格を如実に物語っているといってよい。

もっぱらクラフト・ユニオンに視野を絞る場合には、「労働市場の開放性

・流動性」は、労働者にとって有利に作用するものとみられ、「需要・供給説」は、労働組合がそれに依拠してみずから賃金・労働条件を改善しうる原理であるとみなされかねない。しかし、ひとたび賃労働全体、労働市場総体を視野におけば、大多数の低熟練労働者層にとって「労働市場の開放性・流動性」は、プレストン綿業争議にその一例をみると、イギリス全土にわたる産業予備軍、代替労働者の圧力への自己の職業の開放を意味したのであり、ストライキ破りの流動・搬入の自由を意味したのである。また、こうした条件の上に立って、「需要・供給説」は、あからさまな介入によって労働者の反抗を打ち碎く政治権力の発動に守られて、あるいは権力の発動そのものによって整備された「取引の舞台」の上で、事実上労働組合の行動を封殺する論理として機能したのである。「自由・放任」の経済原理が、現実的にはつねに政治権力の発動によってのみうらづけられ、これとワンセットになって機能する事態、ここにこそ「自由主義的労働政策」の本質が見出されねばならないだろう。

さて、低熟練労働者層は、「開放的労働市場」、「需要・供給説」のこうした本質を体験的に知悉するがゆえに、労働組合の原理としても「通説」的理解とは異って、歴史的な同時・併存性において、クラフト・ユニオン型の「自律的供給制限」策に対抗して「共通規則」の方法を、「需要・供給説の援用」に対置して「生活賃金の原則」を成熟させていくことになるのである。

第五に、労使関係のありかたと法制度の関連、および政治権力発動の問題について少しく立入っておこう。すでに、新救貧法下の救貧行政のもつ意味と、いわゆる「需要・供給理論」の背景をなした条件の検討は、十九世紀中葉イギリスの資本・賃労働関係が、決して国家権力によって「放任」されたのではなく、また政治権力の発動から「自由」でもなかつたことを示している。ひとたび、こうした視点を自覚的に導入すれば、いわゆる自由主義段階のイギリス資本主義が、資本・賃労働関係の深部において、国家権力の発動

・介入をなくもがなのものとするどころか、不可欠の条件とさえしていたことが見えてくるのである。

執拗に指摘しておこう。綿業プレストン争議過程の事実は、①ロック・アウト中の生活の資を「かづけ」*sale of songs* で補填しようとする労働者の行為を警察当局が取締ったこと、②労働者の大衆集会・大衆行動に対しては「暴動鎮圧法」を発動し、軍隊が出動態勢をとったこと、③こうした情況の中でスト破りの搬入が進められると同時に、「取引を妨害する共謀」の罪による争議指導部の告発・逮捕があり、これらが争議の帰趨に決定的な影響をおよぼしたことなどを示している。「自由主義労働政策」のもとでの労使関係の現実の姿は、このようなものであったのだ。従来、労働組合史研究におけるクラフト・ユニオン・モデルへの対象限定、あるいは「視野狭搾」が、十九世紀中葉イギリスの資本・賃労働関係のなかに占める法制度の重み、政治権力の真の重みを軽視させたのではなかったろうか。

われわれは、綿業労使関係の分析を手がかりとして、労使関係と国家権力との関係に目を開いた。だが、ひとたび資本・賃労働関係の総体を意識して、こうした問題意識を導入すれば、クラフト・ユニオンを考察する眼さえも変化するのである。たしかに、一見したところ ASE 型クラフト・ユニオンと、それが構成主体をなす分野での労使関係においては、法的制裁 legal sanction あるいは政治権力の発動は無関係のように思われる。しかし、われわれは労使関係のこの分野に関わるものとして、かの「主従法」*law of master and servant* (4 Geo. IV c. 34. 1823) が厳然として存在したことを忘れてはならないだろう。それは、1875年に撤廃されるまで、まさにイギリス資本主義の確立期およびいわゆる「自由主義」の段階を通じて実効を發揮しつづけたのであった。<sup>(30)</sup>

(30) D. サイモンによれば、統計の利用できる1858年から1875年の十八年間をとってみても、イングランドとウェールズのみで、毎年平均10000件を超す告発が『主従法』にもとづいてなされたのであった。Daphne Simon, "Master and Servant", in: *Democracy and the Labour Movement*, ed. by J. Savile, p. 160.

この法律は、労使の雇用契約違反にあたって、雇用主 master に対しては労働者に負わせた損害あるいは支払義務ある賃金の弁済という民事行為のみを課す一方、労働者に対しては投獄あるいは三ヶ月によよ強制労働を課す、という完全な不平等立法であり、1820年代以降、労働者の団結に対する弾圧は、団結法（1825年）の団結制限条項による以上に、この「主従法」により大きな手段を見出したとさえいわれている。そして、まさに ASE をはじめとするクラフト・ユニオンの活動領域であり、「自律的」労使関係が最も典型的に発展したとされる機械・金属工業はまた、最も鋭くこの「主従法」<sup>(31)</sup>が適用された分野のひとつでもあったのだ。

こうした事情を念頭においてみると、1851年～52年争議における争点も ASE 基本要求の意味あいも、再度の考察を要求しているといえよう。ASE が「組織的残業」と「ピース・ワーク」piece work の排除を要求の主柱としていたことは、すでに周知のところである。だが再考すれば、「ピース・ワーク」は単に作業量に応じて賃金が支払われるという「出来高給」を意味するのではなく、「出来高請負労働」<sup>(32)</sup>なのであり、歴史的コンテクストの中でいえば「請負」制にこそ大きな比重がかかっていたとみねばならないだろう。綿業のような齊一的工場規律によって生産および労働が管理され得ないクラフト的職業分野において、雇用主は恒常的な「時間外労働」あるいは所与の期間内に作業を完成させる「出来高請負」を内容として含む「雇用契約」を結び、これの履行を要求することによって、生産・能率管理の手段としていたのである。かくて、労働者は、「服務契約が終了しないうちに欠勤した場合」のみならず、「仕事の完遂を怠った場合」には、いつでも「主従法」による雇用契約違反のかどで告訴されるという危険にさらされていたのである。

現に、機械工業の争議にあたっても、雇用主協会は、ASE の要求を反駁し、国際競

(31) D. Simon, op. cit., p. 194.

(32) D. Simon, op. cit., p. 165.

争にさらされる機械工業が、しかも綿製品のような見込み生産が不可能で注文生産に依存する機械工業が、それ自体なりたっていきためには注文主の指定する期日に、指定の製品を間に合わせねばならないのだと強調しつつ、つぎのように述べていた。「われわれの機械や工具のための大きな出費、われわれが生産する製品の特殊な性格が、時間外労働<sup>オーバータイム</sup>と出来高請負労働そして雇用の不規則性をわれわれの職業についての避けがたい付帯義務たらしめているのだ。」 “Representation of the Case of the Executive Committee of the Central Association of Employers of Operative Engineers, &c.” *Trades' Societies and Strikes*, pp. 190—191.

こうした条件のもとでは、労働組合は「主従法」そのものの撤廃に成功しないかぎり、<sup>(33)</sup> その法的制約を考慮に入れて、みずから政策体系を構成せざるを得ない。ASEは、「主従法」の制約をむしろリアルにみつめ、そのうえで「雇用契約違反」頻発の契機をなす「組織的残業」と「出来高請負労働」制を、「契約内容」の面から排除していく道を選んだのだ。ASE二大要求の中には、こうした意味あいもこめられていたということを、われわれは知らねばならないのである。

さらにまた、十九世紀中葉イギリスの労使関係と法的制約の問題を考える場合には、当時の「団結」立法の性格が考慮されねばならない。1824年の「団結禁止法撤廃法」によって、ひとたび大幅に法認されるかにみえた「団結権」は、1825年の修正法 Combination Laws Repeal Act Amendment Act, 6 Geo. IV, c. 129 によって再び完全に「個人的自由」の原理に立ち、「個人的取引の自由・個別的（労働）契約の自由」のみを神聖視する「普通法」の線上に引きもどされた。それは、1824年法が認めた普通法上の共謀罪からの団結の免責をも取消し、個別取引・契約に対する制限や介入を違法なものと宣言し、これを企てるものを「取引制限の共謀」、「他人の取引を害する

(33) この「主従法」撤廃運動は、のちに1863年以降、「グラスゴウ労働者評議会」を中心展開されることになるが、その時には ASE はこれに冷淡であった。この事実は、クラフト・ユニオンの「自律性」の意味を考察するにあたって、きわめて示唆的である。Cf. D. Simon, op. cit., pp. 176—177.

「共謀」として刑事制裁に委ねるものであった。このように「個人的自由意志の集合」としてのみ「団結」を法認する体制のもとでは、争議にあたってのピケッティングは勿論のこと、労働者代表・労働組合幹部による直接的団体交渉や、争議の指導は、原理的に否認されたのであり、ただちに法的制裁の対象とされたのである。

「団結」をめぐる、このような法的制約は、1871年「労働組合法」の成立に至るまで、イギリス労働関係の展開を規定していた。労使関係の現実の中で、いかにこの法原理が貫徹していたか、また雇用主たちの思考様式の中にいかに血肉化されていたかは、この稿が二つの大争議の分析の過程で示したところである。こうしてみると、ASEが、あるいは総じてクラフト・ユニオンが、雇用主に対する直接的団体交渉よりは、労働組合の内部的規制に強調点をおき、「自律性」を強調したこと、および「需要・供給」説を援用したことの意味も再把握される。それは、冷厳に作動する労働法制・労働政策の実態をふまえ、それだけに法規制の網に抵触しない形で労働組合の目的を実現しようとするところにうまれた行動様式ではなかったろうか。語弊を恐れずにいえば、クラフト・ユニオンの行動様式は、熟練工労働市場の条件を有利に統轄しうる自恃の上に構築されたと同時に、権力的規制から逃れ得ぬ労使関係の現実に対する諦念の上に構築されたのであったといえよう。

クラフト・ユニオンにこうした行動様式を強制したことをも含めて、十九世紀中葉イギリスの雇用主階級にとって、資本・賃労働関係は、国家権力の存在・発動をなくもがなのものとするどころか、不斷にこれによって支えられ、これに体制的保障を見出しつつ回転していたのである。

さて、第六にして最後に、個別産業内労使関係と「時代の空気」の関連にふれておこう。この稿は、二つの大争議をめぐって現れた「時代の空気」の影響についてみた。いま、大きくみれば、二つの争議に、ゆきつくところ共

(34) 片岡昇、『英國労働法理論史』、第二章第三節参照のこと。

に団結権斗争・交渉権斗争という性格をおびさせたこと自体が、時代の空気の作用であったといえよう。「時代の空気」，いいかえれば、その時代の社会総体を覆う経済・社会・政治的情況の作用は、すでにみたように各々の争議のプロセス、労・使のビハイビアの中に随所で具体的に現れていた。こうした点に関わるものとして、二、三の補足をおこなっておこう。

従来の研究においては、ASE を典型とするクラフト・ユニオンの自己完結性が強調され、労働運動・大衆運動総体の波動に対してクラフト・ユニオンが超然としていたという面が強調されてきたといえる。これは、1830年代  
グランド・ナショナルの総連合運動や1830年代から40年代にかけてのチャーティズムに対して、クラフト・ユニオンが距離をおいていたというウェップの敍述に発するものだと考えられる。<sup>(35)</sup> これに対して、この稿は、一見まったく機械工業の産業内的条件にもとづくようにみえるクラフト・ユニオン ASE の「組織的残業」廃止の要求が、時代の関心のマトである標準労働日制定の運動から影響をうけ、いわばその機械工的表現であったことを示した。ここにもすでに、クラフト・ユニオンの行動様式の自己完結性論とは逆に、労働運動・労使関係総体の動きからクラフト・ユニオンが規定される、被規定的側面が現われていた。こうした視点の転換を経過してみると、ある意味では、従来殆んど問題にされなかった ASE の成立そのものが、この時点での労働運動総体の動き、時代の空気と無関係ではなかったというべきだろう。ウェップは「蒸気機関製造工・機械製造工・機械組立工友愛組合」（通称 Old Mechanic 1826年創立）を中心とする諸組合の合同運動、ASE 結成へ向う歩みにふれつつ、「この組合の静かなる発達と、過去二十年間にくり返し開かれた代表者会議によるその根本規約の緩慢な完成とは、1830年から34年の一時的組織 ephemeral organizations の劇的な進出と明確な対照をなしている」として、両者を対

---

(35) ウェップはいう。「印刷業および機械工業の熟練機械工は、…一般の運動 general movement から離れていたし、そのトレード・クラブは、オーウェン派の昂揚によっても、またその衰退によっても、何ら影響を受けなかった。」Webb, *History of Trade Unionism*, p. 168.

立的にみている。<sup>(36)</sup> だが、労働運動総体の急激な流れに溶解しつくさなかったことは確かだとしても、機械工業の諸ローカル・ユニオンの間から、全国組合結成への胎動が起ったのは、1830年代「総連合運動」の流れを背後においてのことであったと考えねばならない。そして、ついに1850年という時点で、ASE 結成の決定的な代表者会議が開かれたという事実の背後に、やはりわれわれは、1848年をめぐる労働運動・大衆運動昂揚の影響を感じずにはおれぬ。たしかに、合同運動が緩慢な、しかし連續的努力としてつみ上げられてきたのは事実であるが、その運動に最後の凝集力を与えたものは、この時代の動きであったといえる。セクショナルな熟練工のローカル・ユニオンが、全国的統合=ASE 結成にふみきるには、大きな衝撃力を必要としたのである、1848年をめぐる社会的激動によってこそ、この決定的衝撃が与えられたのである。機械工業雇用主協会は、ASE を「1848年の革命の中からうまれた」ものとして非難した。それは、素朴な経済要求を掲げる ASE に革命団体の危険をみるという意味では、およそマトはずれな評価であった。だがそれは、半面の真理として、ここでのべてきたような意味で ASE の存在そのものをうみ出した歴史の動力についてふれていたのである。こうして、時代の空気に浸されたものとして ASE の結成および1851年争議をみるとことにより、單なるクラフト・ユニオンの「排他性」論ではとまどいを覚えるほどの非組合員熟練工、低熟練工への支援の姿勢も理解可能となる。少しく一般化していえば、それを包む労働運動・大衆運動総体の昂揚の波が退き去った時にこそ、個別産業内の「定型的労働組合」は、そのセクショナルな性格を露わなものにするといえよう。

時代の空気の作用は、綿業プレストン争議についてもいえた。紡績工を除いて、従来恒常的な組織をもたなかつた低熟練綿業労働者層が大衆的結集=組織化をなしえたこと、その指導者たちが「アジテーター」と呼ばれたことなどに時代の空気の影響が現われていることは、くり返すまでもない。ここ

---

(36) Webb, op. cit., p. 208.

で付言しておけば、その後の綿業オペラティヴ・ユニオン定着の主柱となつた「ブラックバーン織布工標準賃金表」を獲得した工場労働者の圧力が、雇用主たちにとっては「ブラックバーンの暴徒」として意識されたこと、また他方、労働者の間では、この標準賃率表が、チャーティズムの影響を端的に感じさせる「綿業労働者憲章」 Cotton Operatives Charter と呼ばれたこと、ここにも、産業内労使関係の展開を規定する労働運動総体の流れが、明瞭に反映していたといえよう。

このように、個別的労働組合の内的発展史研究においては、取りあげられることが少いが、1847年の経済恐慌、1848年に始まる社会的、政治的激動は個別産業内での労使関係にも大きな影響をおよぼし、その後のイギリス労使関係の展開にとって決定的なファクターとなるものを残したのである。